

都の心身障害者医療費助成制度

障 受給者証を更新します

都の心身障害者医療費助成制度は、左表の所得制限基準額をもとに所得の判定を行い、現在受給している方に9月1日からの受給を8月下旬に郵送します(所得超過の方などを除く)。

障 受給者証を更新します

Table with 2 columns: 扶養親族等の人数, 所得額. Rows show 0 to 5 dependents and corresponding income limits from 360万 to 550万4,000円.

※本人所得。ただし、障で20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者の所得(本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人)。

熱中症対策のため、市庁舎や各地域センター内で休憩ができます

8月も半ばを過ぎますが、1内のロビーに休憩スペースが設置されています。熱中症対策のため、市役所1階の屋内ひろば、西部・南部・東部の各地域センターに管財課470・7718へ。

で非課税世帯の場合には、障の方が有利な場合がありますので、問い合わせください。詳しくは障害福祉課管理係470・7747、障については子育て支援課助成係470・7736へ。

難病者福祉手当

市では、難病にかかっている方を対象に難病者福祉手当を支給しています。支給対象は、都で実施している難病医療費等助成制度の対象疾病にかかっている在宅の方で、所得制限基準額内上表参照に該当する方です。



手当額は、月額5000円です。支給月は6月・9月・12月・3月の年4回です。ただし「児童育成手当の障害手当」「心身障害者福祉手当」「障害者福祉手当」を受給している方は、併せて支給されません。

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品をご利用ください

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と治療的に同等であるものとして厚生労働省が承認した医薬品です。一般的に、開発費用が安く抑えられるため、先発医薬品に比べ安価な場合があります。

ジェネリック医薬品差額通知書を送ります

「ジェネリック医薬品差額通知書」は、服用している新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算したものです。薬代の軽減は医療費全体の軽減につながり、医療費負担の財源の一部を構成する保険料の抑制にもつながります。

特設行政相談所を開設します

8月28日(水)午後1時半から、市役所1階で、国・都・市などの行政機関や、JR・NTTなどの公共性の高い法人、公的行政機関から委任された補助金を受けている法人などについて、苦情や意見・要望はありますか。行政相談委員 篠宮松美氏(南町、465・1839)、岡部佳子氏(幸町、474・0379)、内田國夫氏(弥生、462・7265) 当日直接会場へ。詳しくは生活文化課470・7738へ。

を受給している方と施設入所の方は、難病者福祉手当を受けることができません。申請窓口は障害福祉課(市役所1階)です。なお現在受給中の方は手続きの必要はありません。詳しくは同課地域支援係470・7747へ。

市税などの納付にご協力ください

9月2日(月)は、市民税・都民税第2期、国民健康保険税第2期、後期高齢者医療保険料第2期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課470・7729へ。

永田教育長が退任しました

20年4月に教育長に就任して以来、5年4カ月にわたり市教育行政の進展に努められた永田昇教育長が、任期満了により7月31日付で退任しました。

ご利用ください

切り替えの参考資料としてご利用ください。【通知対象】生活習慣病や慢性疾患(悪性新生物による疾患を除く)で新薬を服用し、ジェネリック医薬品に切り替



国民年金

口座振替での前納の申し込みはお早めに。25年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は1万5040円です。

Large text block containing various notices, including information about insurance, taxes, and administrative services.

お気軽に無料相談 (9月の) 9月の無料相談. Includes a list of consultation services, dates, and times.

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日・定員など, 会場. Lists various consultation services like legal, tax, and housing.